

■ 一般旅券発給申請書の記入方法

- 申請書は、黒又は青の濃いインク（ボールペン等）で、所定の枠内に楷書体で申請者が記入してください。
※文字つぶれや裏写りするサインペン フリクションボール等の消えるインクは不可。
- 申請書は、機械で読み取りますので、折れたり汚れたりしたときは、使用できなくなります。
- 写真と所持人自署欄の署名は、旅券に転写されます。
- 記入ミスしたときは、二本線で消して訂正してください。
ただし、所持人自署欄は訂正できないので、新しい申請書に書き直してください。
- 次の囲みの箇所は、必ず、それぞれ該当する方が署名・記入してください。
〔 〇 〕：申請者本人 〔 〇 〕：法定代理人 〔 〇 〕：引受人〕
ただし、申請者が、乳幼児で署名できないときは、法定代理人が代筆できます。各欄の記入例を参考に記入してください。また、申請者が、障がいなどで署名できないときは、事前に窓口へご相談ください。

記入例（令和5年3月改正様式）

新規・切替

一般旅券発給申請書

5年用

受 理 年 月 日

受 理 窓 口

記入欄

確認

有効期間

発行年月日

交付年月日

旅券番号

カタカナで記入してください。

氏 名

姓 ヤ マ ダ

名 ジ ロ ウ

山 田 次 郎

戸籍のとおり記入してください。

ヘボン式ローマ字

姓 YAMADA

名 JIRO

ヘボン式ローマ字の注意事項（右上）をご確認のうえ、大文字で記入してください。

所持人自署

山 田 次 郎

性 別

本 籍

愛 媛 県

松山市一番町 123 番地

戸籍のとおり記入してください。

過去に旅券の発給を申請したが受領しなかったことがある場合は、「ある」に✓してください。

過去に旅券を持っていたことがある場合は、「ある」に✓して、旅券番号等を記入してください。

住民票のとおり記入してください。

日中に連絡のとれる所を記入してください。

旅行中に、日本国内で緊急に連絡のとれる家族・親族等を記入してください。

現 住 所

〒 790-0843

愛媛県松山市宮西 1 丁目 5 番 10 号

電話

089 (923) 545

携帯

090 (1000) 000

メールアドレス

Y-TARO@prince.queen.ne.jp

電話

089 (941) 2111

日本国内の緊急連絡先

氏名

山 田 良 子

申請者との関係

母

電話

089 (923) 5456

日本国内の住所

現住所と同じ

現在外国の国籍を有していますか。

はい

いいえ

「はい」にチェックした人は記入してください。

「はい」の場合

どの国の国籍ですか。

取得年月日

年 月 日

どのような方法で取得しましたか。

外国籍の父又は母の子として出生

外国での出生

外国人との婚姻又は養子縁組

帰化申請又は国籍取得届出

いずれかにチェックをしてください。

旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。

はい

いいえ

現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。

はい

いいえ

現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。

はい

いいえ

旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。

はい

いいえ

日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して（未遂を含む）、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。

はい

いいえ

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。

はい

いいえ

外務省

03 13 条 10

官庁コード

記入しないでください。

必ず申請者本人（又は法定代理人）が記入してください。

1 つでも「はい」に該当する方は、申請する前に愛媛県特別旅券窓口（愛媛県観光国際課別室）にご相談ください。

写真貼らないで窓口にお持ちください。

署名したとりに旅券に転写されます。訂正できません。必ず申請者本人が署名してください。（本人署名の例）

例 1

山 田 次 郎

例 2

Jiro Yamada

例 3

やまだ じろう

（代理署名の例）

例 1

山 田 次 郎

山田一郎（父）代筆

例 2

Jiro Yamada

by I. Yamada(father)

ヘボン式ローマ字の注意事項

○次のヘボン式ローマ字は、間違いやすいので注意してください。

し	SHI	ち	CHI	つ	TSU	ふ	FU	じ・ぢ	Ji
ず・づ	ZU	しゃ	SHA	しゅ	SHU	しょ	SHO	ちゃ	CHA
ちゅ	CHU	ちょ	CHO	じゃ	JA	じゅ	JU	じょ	JO

- 外国式氏名の「ヴ」は、ヘボン式ローマ字は BU となります。（「ブ」と同じ表記となります。）
- 長音（おお・おう）長音発音する O・U は表記しません。（例）おおの→ONO ようこ→YOKO
- 撥音（ん）B・M・P の前の N は M に変わります。（例）せんば→SEMBA ほんま→HOMMA
- 促音（っ）子音を重ねます。（例）はっとり→HATTORI ベっぱ→BEPPU
- ※ただし、「ち」の C は T に変わります。（例）ほっち→HOTCHI はっちょう→HATCHO
- その他、ヘボン式ローマ字以外の例外的な表記（OH, OU、外国式の綴りなど非ヘボン式表記）を希望される場合は、一般旅券発給申請書の裏面へ記入が必要となりますので、事前に窓口へご相談ください。なお、最初の申請で使用した氏名のローマ字表記は、原則として変更できません。

出発予定日

令和 5 年 8 月 1 日

※主要渡航先での滞在期間

3ヶ月未満

3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の口に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 刑罰等関係欄に該当する場合

② 旅券の二重発給を受ける場合

表面左下「刑罰等関係」欄のいずれかに該当する場合及び旅券の二重発給を受けようとする場合のみ記入してください。

渡航目的（具体的に）

② 旅券の二重発給を受ける場合

③ 旅券の二重発給を受ける場合

④ 旅券の二重発給を受ける場合

⑤ 旅券の二重発給を受ける場合

⑥ 旅券の二重発給を受ける場合

⑦ 旅券の二重発給を受ける場合

⑧ 旅券の二重発給を受ける場合

⑨ 旅券の二重発給を受ける場合

⑩ 旅券の二重発給を受ける場合

⑪ 旅券の二重発給を受ける場合

⑫ 旅券の二重発給を受ける場合

⑬ 旅券の二重発給を受ける場合

⑭ 旅券の二重発給を受ける場合

⑮ 旅券の二重発給を受ける場合

⑯ 旅券の二重発給を受ける場合

⑰ 旅券の二重発給を受ける場合

⑱ 旅券の二重発給を受ける場合

⑲ 旅券の二重発給を受ける場合

⑳ 旅券の二重発給を受ける場合

㉑ 旅券の二重発給を受ける場合

㉒ 旅券の二重発給を受ける場合

㉓ 旅券の二重発給を受ける場合

㉔ 旅券の二重発給を受ける場合

㉕ 旅券の二重発給を受ける場合

㉖ 旅券の二重発給を受ける場合

㉗ 旅券の二重発給を受ける場合

㉘ 旅券の二重発給を受ける場合

㉙ 旅券の二重発給を受ける場合

㉚ 旅券の二重発給を受ける場合

㉛ 旅券の二重発給を受ける場合

㉜ 旅券の二重発給を受ける場合

㉝ 旅券の二重発給を受ける場合

㉞ 旅券の二重発給を受ける場合

㉟ 旅券の二重発給を受ける場合

㊱ 旅券の二重発給を受ける場合

㊲ 旅券の二重発給を受ける場合

㊳ 旅券の二重発給を受ける場合

㊴ 旅券の二重発給を受ける場合

㊵ 旅券の二重発給を受ける場合

㊶ 旅券の二重発給を受ける場合

㊷ 旅券の二重発給を受ける場合

㊸ 旅券の二重発給を受ける場合

㊹ 旅券の二重発給を受ける場合

㊺ 旅券の二重発給を受ける場合

㊻ 旅券の二重発給を受ける場合

㊼ 旅券の二重発給を受ける場合

㊽ 旅券の二重発給を受ける場合

㊾ 旅券の二重発給を受ける場合

㊿ 旅券の二重発給を受ける場合

外 務 大 臣 殿

令和 5 年 4 月 1 日

法定代理人（親権者、後見人など）署名

山 田 一 郎 山 田 良 子

本人確認欄

官公

※代理提出の場合は「申請書類等提出委任申出書」に記入してください。（法定代理人署名に署名のある親権者等が提出する場合は不要です。）

申請書類等提出委任申出書

（法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたします。申し出ます。

令和 5 年 4 月 1 日

引受人氏名

山 田 花 子

申請者との関係

姉

引受人住所

松山市一番町 4 丁目 4 番 2 号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自署のもの（又は適正な記名）であること及び写真とは本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去 5 年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和 5 年 4 月 1 日

連絡先電話番号

089 (941) 2111

生年月日

明治・大正・昭和・平成

令和 15 年 2 月 1 日

注意事項

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。

2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

（別紙第4号様式）

申請者以外の方が申請書類等を提出する場合

には、この様式も忘れずに記入してください。

点線より上の欄は申請者本人が記入してください。

代理提出の場合、必ず引受人（代理人）本人が記入してください。

提出時には、引受人（代理人）の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

注)申請書への虚偽の記載等不正行為により申請をしたり、旅券の交付を受けたときは処罰されます。（旅券法第23条及び刑法第157条）